

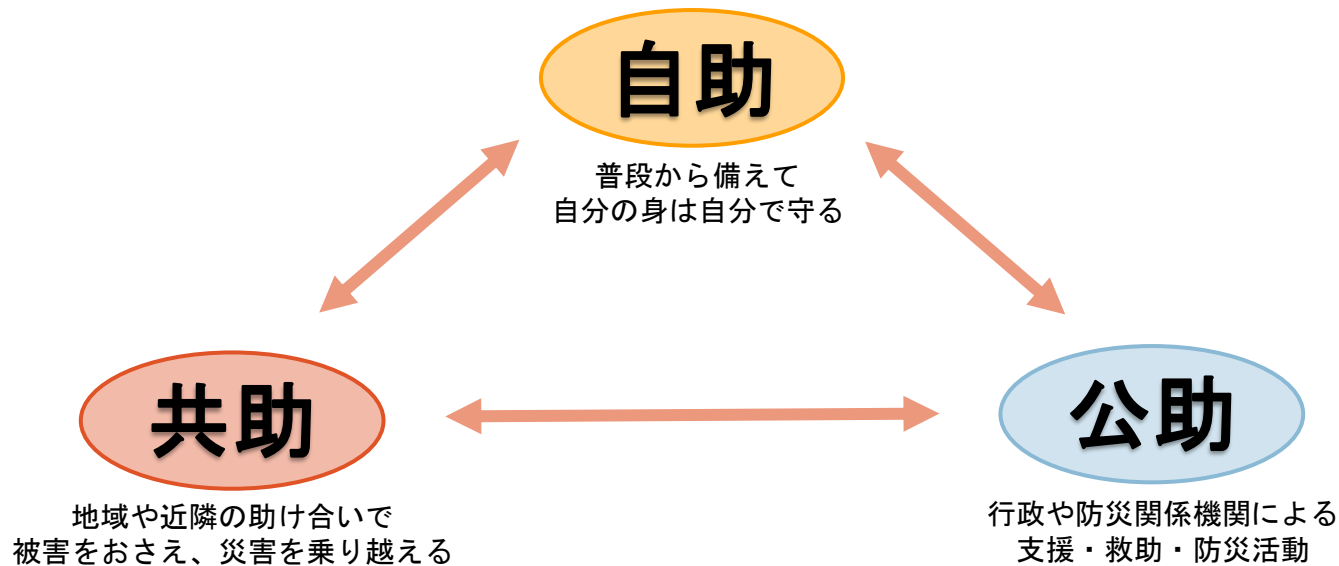
# 令和5年度代沢地区防災塾

## 避難行動要支援者支援について

---

令和6年2月8日  
代沢まちづくりセンター  
活動フロアー

## 制度の目的



地震や風水害などの大規模な災害時は、行政や消防、警察などの支援（公助）が迅速に行き届かない可能性が高いため、地域で協力し助け合う「共助」が欠かせません。

介護が必要な高齢者の方や障害のある方などの中には、災害が発生したとき、自らの力で安全な場所へ避難することが困難な方がいます。この制度では、そういった方々の情報を地域の支援者と共有し、普段からの声かけや訪問などで関係性を築くことで、いざというときに逃げ遅れたり、取り残されたりする人をひとりでも減らすことを目的としています。

# 用語の説明

## 要配慮者

災害発生時に自分の身を守ったり、安全な場所に避難したりする際や、避難所や自宅で避難生活を送る際に配慮や支援が必要な方。

例えば、

### 【高齢者】

ひとり暮らし、高齢者のみの世帯、介護認定者など

### 【障害者】

身体・精神・知的障害、難病認定者など

### 【状況によって配慮が必要となる者】

乳幼児、妊産婦、外国人など

### 《参考》

区内の要配慮者の概数（重複あり）

- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| ① ひとり暮らし高齢者のみの世帯     | 約61,800世帯 |
| ② 高齢者のみ世帯（ひとり暮らしを除く） | 約34,900世帯 |
| ③ 介護認定者（要介護1～5）      | 約30,700人  |
| ④ 障害者（各手帳保持者等＋難病）    | 約37,200人  |
| ⑤ 乳幼児（0～5歳）          | 約40,600人  |
| ⑥ 妊産婦（妊娠届）           | 約7,500人   |
| ⑦ 外国人                | 約20,900人  |

※令和4年発行

「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」参照

# 用語の説明

## 避難行動要支援者

地震などの災害時に、高齢や障害により、一人では避難や意思表示が困難な方を、「避難行動要支援者」と呼んでいます。

(災害対策基本法第49条 抜粋)

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

具体的には、

- ① 要介護4または5に該当する方
- ② 要介護3で、ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみ世帯の方  
(近隣に常時その方の様子を確認できる親族がいる場合を除く)
- ③ 身体障害者手帳1級で次の種別に該当する方  
視覚、四肢、体幹、半身、両下肢、片下肢、移動、聴覚(聴覚障害は2級まで対象)
- ④ 愛の手帳(東京都療育手帳)1度または2度の方
- ⑤ その他、精神障害や難病等で特に必要と認められた方

《参考》

避難行動要支援者 地域別内訳(令和5年7月時点)

世田谷地域	北沢地域	玉川地域	砧地域	烏山地域	合計
2,212名	1,423名	2,044名	1,754名	1,084名	8,517名

# 用語の説明

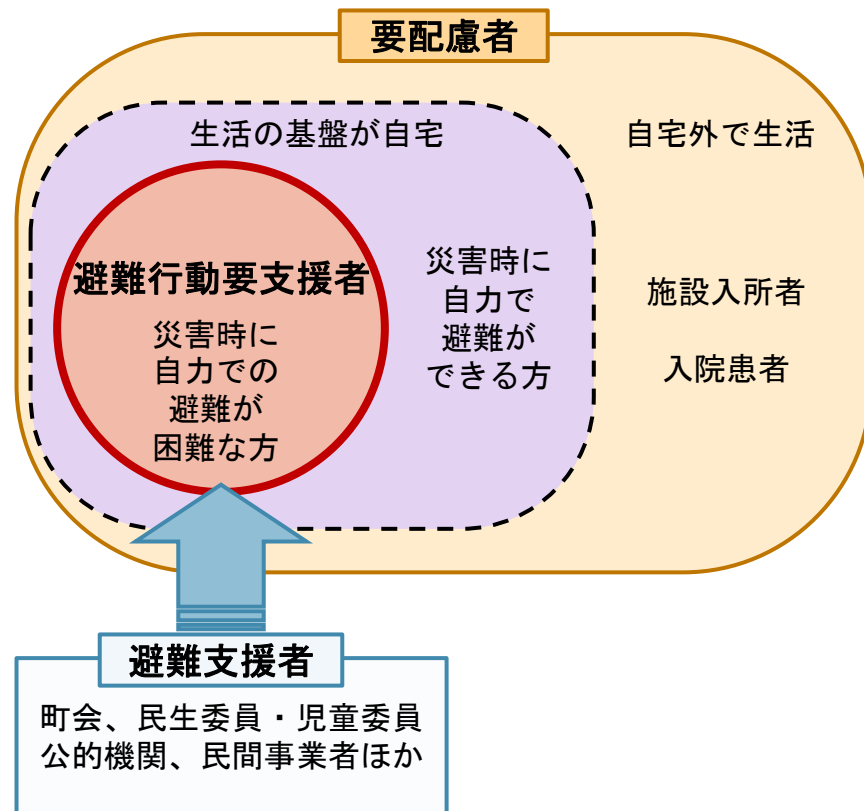
## 避難支援者

避難行動要支援者に対して、平常時の声かけ・見守りや、災害時の避難支援を行う協力者。

- ① 町会・自治会
- ② 民生委員・児童委員
- ：
- ③ 世田谷区社会福祉協議会
- ④ 地域包括支援センター  
(あんしんすこやかセンター)
- ⑤ 保健福祉サービス事業者
- ⑥ 世田谷ボランティア協会
- ⑦ 警察署
- ⑧ 消防署・消防団

※イメージ図

(要配慮者、避難行動要支援者、避難支援者)



《参考》

「避難行動要支援者の支援に関する協定」を締結している町会・自治会数  
**区内195団体中 103団体** (令和5年2月1日時点)

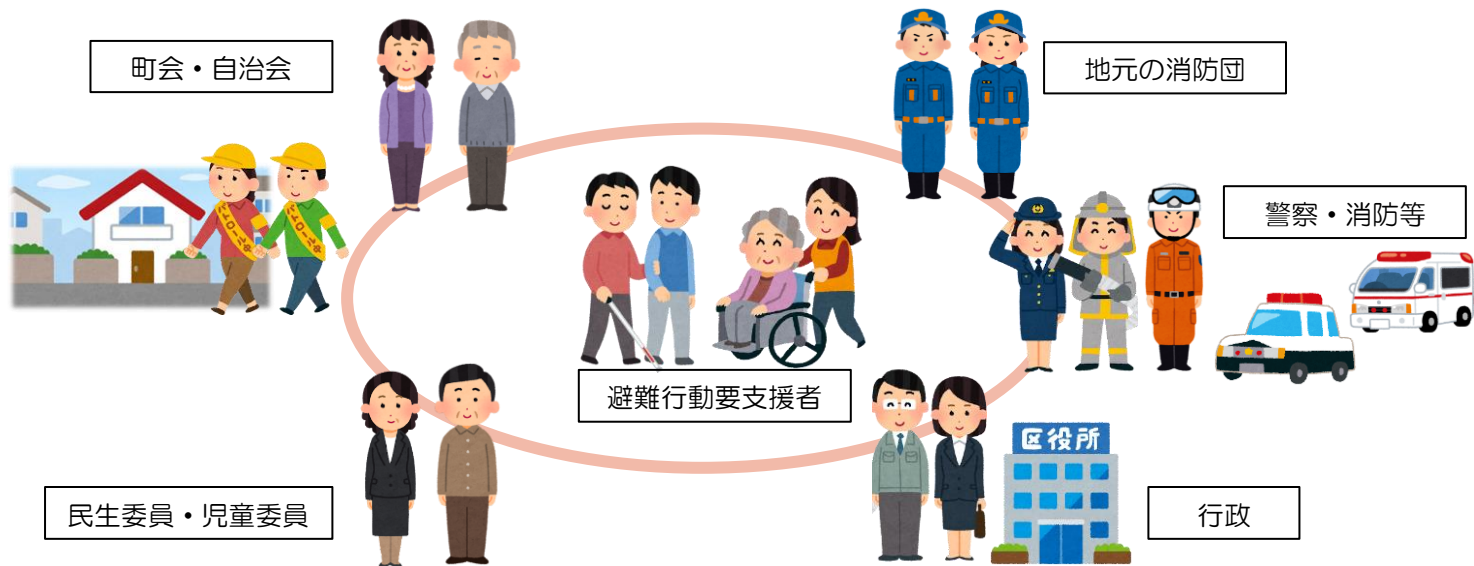
※代沢地区では7つの町会すべてが協定を締結

# 支援の取り組み

区は、避難行動要支援者の情報をまとめた「避難行動要支援者名簿」を作成し、情報共有に同意された方の名簿を避難支援者に提供しています。

避難支援者は、その名簿情報をもとに、避難行動要支援者への訪問や、普段からの声かけ、見守りを行います。

特に、「避難行動要支援者の支援に関する協定」を区と締結した町会や、民生委員・児童委員の皆さんは、避難行動要支援者に一番近い避難支援者として、行政との橋渡し役や、円滑な避難支援体制構築のサポート役として、日々取り組んでいただいています。



# 避難行動要支援者名簿について

区では、災害対策基本法第49条に規定する「避難行動要支援者名簿」として、2種類の名簿を作成しています。

## ①対象者名簿（管轄するエリアの対象者全員）

代沢地区の対象者数：144名（R5.7月時点）

（名簿情報の共有範囲）※

- ・ 区の関係所管
  - 災対地域本部（総合支所地域振興課）  
（総合支所保健福祉課）
  - 地区の拠点隊（まちづくりセンター）
  - 災対保健福祉部（保健医療福祉推進課）
- ・ 関係機関
  - 消防署、警察署

## ②同意者名簿（名簿登載に同意された方のみ）

代沢地区の同意者数：71名（R5.7月時点）

（情報の提供対象）

- ・ 支援に関する協定を締結した町会・自治会
- ・ 地区の民生委員・児童委員
- ・ 区の関係所管
  - 災対地域本部（総合支所地域振興課）  
（総合支所保健福祉課）
  - 地区の拠点隊（まちづくりセンター）

名簿に登載される項目

氏名、性別、年齢、住所、世帯主名、電話・FAX番号、  
避難所名、要介護、身体・知的障害等の有無

※災害対策基本法に基づき、災害発生時、または発災のおそれがある場合には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、必要に応じて区が配備している「対象者名簿」を避難支援者等に提供します。

# 支援の進め方（例）

## 個別支援カード（避難支援者用）

「避難行動要支援者名簿」には、要支援者の最低限の情報しか記載されていないため、災害時の安否確認方法や避難時に注意する点など、避難支援者が要支援者を訪問した際などに確認した情報を記録するために活用します。

個別支援カード（支援担当者用）		作成日： 年 月 日	
避難行動要支援者（本人）			
氏名		男・女	
	生年月日：	年 月 日	
住所等	TEL:		
	FAX:		
名簿記載事由区分	<input type="checkbox"/> 要介護高齢者（ねたきり・認知症・一人暮らし・高齢者のみ世帯） <input type="checkbox"/> 身体障害者（内容：_____） <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> その他（_____）		
障害の状態	移動について		
	会話について		
	生活面の問題		
	必要な医療ケア		
その他			
避難に必要な用具			
同居家族			
世帯主氏名		（続柄：_____）	
		男・女（_____歳）	
世帯構成	（_____歳）	（_____歳）	
	（_____歳）	（_____歳）	
支援担当者等			
1)		（役職：_____）	
	TEL:		
2)		（役職：_____）	
	TEL:		
所在地図・問取り			
普段の居室			
友人・知人			
1)			
	住所：		TEL:
2)			
	住所：		TEL:
緊急連絡先			
氏名		（続柄：_____）	
住所等	TEL:		
	FAX:		
氏名		（続柄：_____）	
住所等	TEL:		
	FAX:		

※個別支援カードの記載事項はあくまでも参考です。必ず聞き取らなければならないわけではありません。



# 支援の進め方（例）

## 個別支援カード(要支援者用)

個別支援カード（避難支援者用）の作成に合わせて、避難行動要支援者本人が保管してもらうための様式もあります。いざというときの連絡先や非常持ち出し品などを記録し、自宅の冷蔵庫など、すぐに確認できる場所に掲示しておきます。

個別支援カード（要支援者用）				作成日： 年 月 日	
<b>避難行動要支援者（本人）</b>				<b>連絡先</b>	
氏名	男・女	生年月日： 年 月 日	支援担当	1)	TEL: ( )
住所等	TEL:	FAX:	者等	2)	TEL: ( )
日常受けている福祉サービスの内容			友人・知人	1)	住所: TEL:
<b>医療情報</b>				2)	住所: TEL:
血液型	A・B・O・AB	Rh (+・-)	福祉サービス提供者	1)	TEL:
治療中の疾患・合併症	疾患名	治療内容	備考	2)	TEL:
<b>非常持ち出し品リスト</b>			主治医又は病院名		TEL:
服用薬	薬品	量	形(色)	服薬時間	薬局名
				朝・昼・夕	TEL:
				朝・昼・夕	補装具等事業者名
				朝・昼・夕	TEL:
	※この欄に記入しきれない場合は薬局の「お薬一覧」やお手持ちの「おくすり手帳」を一纏に挟み込んでください。				緊急連絡先
補装具及び医療ケアに必要な物品等	メーカー	製品名	サイズ等	氏名	(続柄: )
				住所等	TEL:
				FAX:	
				氏名	(続柄: )
				住所等	TEL:
				FAX:	

メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



- 一時集合所：
- 広域避難場所：
- 避難所：


氏名 \_\_\_\_\_

# 参考

## 見守りあんしんカード（代沢地区社会福祉協議会）

代沢地区社協では、高齢者をはじめとした地域住民の活動支援・福祉の取り組みの一環として、もしもの時に備えて緊急連絡先や自身の健康状態などを記載して自宅の冷蔵庫に貼り付けてもらう「見守りあんしんカード」を配布しており、災害時に限らず、急病時などに救助者や支援者にも必要な情報が伝えられるための手段として活用しています。

2022年



代沢地区社会福祉協議会  
ココロン

**代沢地区社会福祉協議会です**  
お困りごとは社協へお電話ください！  
**070-3946-9792**  
(土日・祝日を除く平日、8:30~17:15)

・救急車のご相談は #7119  
・詐欺などのご相談は北沢警察署へ  
03-3324-0110

見守りあんしんカードの活用方法

・あんしんカードは万が一の救急の時、「意識がない」場合でも救急隊や医療機関に対して、必要な情報を伝えるためのものです。従って救急隊や医療機関などが活用することに同意できる場合のみ、設置願います。  
・あんしんカードは必ずご自身か、ご自身のことをよく分かっている方がご記入ください。  
・マグネット・セロテープ等を利用し「冷蔵庫の扉」に貼ってください。

※お願い※  
見守りあんしんカードは、救急隊や医療機関が必要に応じて参考にするものです。活用できない場合もあることをご了承ください。

担当者	所属・氏名	連絡先
民生委員		
ケアマネジャー		
サービスマネージャー		
事業所		

作成：北沢地域社会福祉事務所03-5787-8537

**見守りあんしんカード**

記入日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

ふりがな	_____		
氏名	_____	年 月 日生	_____
	性別	男・女	血液型
住所	世田谷区		
電話番号	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )

**緊急連絡先**

氏名	続柄	電話番号	住所
1		自宅: 携帯:	
2		自宅: 携帯:	

**健康状態**

かかりつけの病院名	診療科・担当医師	電話番号

過去に入院歴のある病気/病状 \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_

主病名	・高血圧 ・糖尿病 ・脳梗塞 ・脳出血 ・心臓病(ペースメーカー使用) 薬 _____
-----	--

**障害等級** 身体・知的・精神 級・度 \_\_\_\_\_ 介護認定 \_\_\_\_\_ 要支援 \_\_\_\_\_ 要介護 \_\_\_\_\_ なし

その他  
心身状況  
 ・聴力 聞こえない(右・左) 聞こえにくい(右・左)  
 ・視力 見えにくい(右・左) 見えない(右・左)  
 ・アレルギー (内容 \_\_\_\_\_)

# 支援の取り組み事例や課題について

## 情報交換（活動紹介）

町会の支援担当者や民生委員・児童委員の方の取り組み事例や、直面している課題、今後の支援活動等について

※避難支援者は、あくまでも善意と地域の支え合いの精神に基づき避難支援を行うものであり、災害時の避難誘導等の義務や、支援ができない場合において責任が伴うものではありません。ご自身やご家族の安全を確保した上で、できる範囲で避難支援を行っていただくようお願いしています。

## 個別避難計画について

災害時の避難支援を実効性のあるものとするためには、避難行動要支援者それぞれが、災害発生時に「どこへ」避難するか、「だれと」連絡をとるかなどをあらかじめ定めておく「個別避難計画」の作成が有効です。

令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化されました。特に発災前にリードタイムがあるもの（事前に準備ができる水害時など）では避難計画を作成しておくことがとても重要です。

区では、令和4年度から多摩川洪水浸水想定区域内（風水害で多摩川が氾濫した場合に影響を受ける可能性のある区域）在住の避難行動要支援者から先行して、本人の同意を得た上で個別避難計画の作成を行っており、平常時については、避難支援者に対して個別避難計画を提供することとしています（現在は水害時・震災時どちらの避難計画も作成）。

※北沢地域では、令和5年10月から、要支援者ご本人あてに個別避難計画に関わる調査票を送付しており、提出された情報を確認・精査し、個別避難計画作成を進めています。

# 個別避難計画について

避難行動要支援者に送付された  
調査票のサンプル

郵便番号		世田谷区 避難行動要支援者 <b>個別避難計画</b> 兼 <b>調査票</b>
住所		
氏名		
私は、災害発生時に安全に避難するため、この調査票に記載された内容を個別避難計画として、区が支援者や福祉専門職等と共有することについて <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません		令和 年 月 日 署名(代筆可)
ご本人氏名	年齢・生年月日	歳 年 月 日 性別
固定電話		
携帯電話		
ファックス		
家族構成	<input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 同居家族あり	
ペットについて	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ※避難所に連れていく場合の管理はご自身でお願いします。	
住居の種類	<input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> 集合住宅	
上記住所にいない場合	<input type="checkbox"/> 施設・病院等に入所・入院中(入所先: ) <input type="checkbox"/> 帰宅見込み <input type="checkbox"/> あり( 年 月頃予定) <input type="checkbox"/> なし	
移動時の車椅子やストレッチャーの使用状況	<input type="checkbox"/> 日常的に車椅子を使用 <input type="checkbox"/> 日常的にストレッチャーを使用	
緊急連絡先(親族)		
連絡先氏名	続柄	電話 住所
連絡先氏名	続柄	電話 住所
親族以外の支援者		
相談先	居宅介護支援事業所(介護)	
	相談支援事業所等(障害)	
避難時の支援者	氏名	関係 電話 住所
	氏名	関係 電話 住所
※区に情報提供することについて、支援者の了解を得て記入して下さい。		
◆避難先について(指定避難所以外の避難先がある場合、□にチェックをし、避難先を記入してください)		
自宅が安全な場合	在宅避難 ※自宅が倒壊する恐れがある場合は自宅外への避難が必要	
地震発生時	区の避難所	指定避難所
倒壊や火災で自宅では過ごせない場合	<input type="checkbox"/> 上記以外の避難先	名称等
	例: 長男宅:施設:ホテル	所在地 電話

個別支援カードに記載する内容（ご本人・ご家族の情報や緊急連絡先、避難支援者など）と同じような情報を記載してもらうほか、大地震が起こった際に自宅で生活ができなくなった場合の区の避難所や独自の避難先等の情報を提出してもらいます。作成した個別避難計画は、必要に応じて避難支援者にも提供されます（ご本人の同意があった場合）。

ただし、現在の調査では最小限の避難行動の情報しか求めていないため、今回作成される個別避難計画を完成版（完全版）とせず、今後さらに具体的な避難計画を検討してもらうきっかけとして、避難行動要支援者から避難支援者にご相談があった際はぜひご協力をお願いします。

## 個別避難計画について

### 検討すべき避難行動、災害の想定

#### 震災時

※突然発生する。予測が難しい。  
火災や建物倒壊などがどこで発生するかわからない。

(例)

- ・ 自宅に留まる（在宅避難）の際の備蓄、安否確認手段
- ・ 火災などから一時的に避難する際の避難場所の確認、移動手段
- ・ 自宅で生活ができなくなった場合の避難先（施設、親類等）や、区の指定避難所へ移動する方法

#### 水害時（台風、大雨など）

※災害が発生するまでに、警報や行政からの情報が確認できるため、事前に行動・準備ができる。

(例)

- ・ ハザードマップ等による浸水被害の確認
- ・ 自宅の階数（垂直避難）
- ・ 警戒レベル（高齢者等避難、避難指示）が出るまでの行動、準備物
- ・ 水害時避難所の確認（一時的な避難）
- ・ 自宅に留まる場合の安否連絡

※災害発生時の救助や避難誘導だけが支援ではありません。  
要支援者への安否確認や随時の情報伝達など、避難支援者に大きな負担や危険が及ばない方法も検討してください。

## 参考

### 制度の動き（主に世田谷区）

- 平成19年3月 町会・自治会や民生委員・児童委員などの地域の支援者に「災害時要援護者名簿」を提供し、名簿を活用した地域の助けあい活動を促進する「災害時要援護者支援事業」を開始
- 平成22年3月 国の「災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき、「世田谷区災害時要援護者避難支援プラン」を策定
- 平成25年6月 国、災害対策基本法の改正。同年8月には「避難行動要支援者の支援に関する取組み」の策定を実施  
⇒災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされる  
※災害時要援護者⇒避難行動要支援者、要配慮者に用語を変更して統一
- 平成29年3月 「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」の改定
- 令和3年5月 国の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の「個別避難計画」作成が市区町村の努力義務とされる
- 令和4年4月 前年の国の災害対策基本法の改正に基づき、「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」を改定

#### メモ

避難支援については平成16年頃から検討が行われていた。平成17年9月の集中豪雨を受けて、町会・自治会による避難支援の重要性、名簿共有の必要性が注目されるようになった。個人情報取り扱いなどの課題をクリアし、まず区内5町会が区と協定を締結し、制度開始。

#### メモ

令和3年の災害対策基本法及び関連法令の改正、世田谷区地域防災計画の改定を受け、また、令和元年の台風19号等での教訓を踏まえ、災害時（水害時）における避難行動要支援者への支援の実効性を高めるため、避難行動要支援者避難支援プランの改定を行った。

本日もご紹介した情報は、以下のホームページでもご覧いただけます。

### 区ホームページ

- ・ 避難行動要支援者支援事業について(ページ番号 33222)



- ・ 『避難行動要支援者支援の進め方』について(ページ番号 34470)



- ・ 世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン(ページ番号 152857)



### 内閣府 防災情報ホームページ

- ・ 避難行動要支援者の避難行動支援に関すること

